

平成 2 9 年第 2 回議会定例会（諸般の報告）

開会に当たり、諸般の報告を申し上げます。

はじめに「国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料における軽減判定誤りによる保険料の過大過少徴収」について申し上げます。

昨年 1 2 月に、厚生労働省が、後期高齢者医療保険料の軽減判定について、後期高齢者医療広域連合で使用している電算処理システムの設定に誤りがあり、全国的に一部の方について、保険料の賦課誤りが発生していることを公表しましたが、これを受け、同一基準で軽減判定を行う国民健康保険税について確認したところ、同様の誤りをしていることが判明しました。

原因につきましては、軽減判定所得の計算にあたり本市の電算処理システムの設定に誤りがあったものです。

なお、対象件数及び更正額につきましては、平成 2 9 年 5 月 3 0 日現在、国民健康保険税については、還付が 1 3 件、9 名に対して 5 7 万 2, 7 0 0 円、追加徴収が 9 件、9 名に対して 3 8 万 4, 3 0 0 円となります。

また、後期高齢者医療保険料についても 5 月 3 0 日現在、還付が 1 1 件、9 名に対して 2 3 万 2, 1 0 0 円、追加徴収者は、ありませんでした。

還付対象の方へは、個別に訪問し謝罪するとともに、速やかに還付をしてまいります。

また、追加徴収の対象となっている方に対しては、誠意を持って説明の上、納付していただけるようお願いしてまいります。

後期高齢者医療保険料についても、後期高齢者医療広域連合において更生処理を行い、還付対象となる皆様には、厚生労働省が作成したお詫び文を送付するとともに、速やかに還付してまいります。

再発防止としましては、厚生労働省が進めている、後期高齢者医療広域連合の電算処理システムの改修を参考として、改修を行うとともに

に法令等を的確に把握し、正確な電算処理システムを構築し、適正な事務処理に、努めてまいります。

市民の皆様には、ご迷惑をおかけすることとなり、お詫び申し上げます。

次に、「通学路の安全管理」について申し上げます。

本年3月24日に、松戸市の小学校に通う小学校4年生の女子児童が、登校中に連れ去られ殺害されるという、とても痛ましい事件がありました。

市としても、近隣で起きたこの事件を踏まえ、児童の安全対策として取り急ぎ対応を検討し、

- ・ 3月30日の離任式には児童生徒への安全指導を行うよう学校に依頼
- ・ 3月30日と、4月6日から容疑者が確保された4月14日までは、市民安全課と学校教育課職員により、児童生徒の登下校時間に青色回転灯付パトロール車での巡回の実施
- ・ 4月6日には、市教育委員会が全保護者に、「不審人物を見かけても近寄らない。」等の指導を家庭で行っていただく依頼文書の配布という対応をいたしました。

今回の事件の容疑者は逮捕されましたが、今後も子どもたちの安全安心を第一に考え、安全教育、安全管理を推進してまいります。

次に「行政経営指針の進め方」について申し上げます。

市では行政経営指針を本年3月に策定し、その指針の内容を広報しるい4月15日号及び市ホームページ等で公表しているところです。

今後の進め方につきましては、行政経営指針で定めている38の取組内容を、さらに具体化するために「行政経営改革実施計画」を本年度中に策定します。

策定にあたりましては、学識経験者4名、市民4名の委員で構成される「行政経営改革審議会」を5月1日に設置し、行政経営改革実施

計画の策定及び同計画の実施状況の評価などを行っていただくこととしているほか、行政経営改革実施計画の策定過程におきましては、広く市民の皆様からご意見をいただくためパブリックコメントを行うこととしています。

また、庁内の推進組織としまして、私をトップに、副市長、教育長、各部長及び会計管理者をメンバーとした「行政経営戦略会議」を4月に設置し、進捗状況や成果などを検証していくほか、業務改善や行政経営改革などを積極的に推進するために、ボトムアップ体制として、4月に職員による部局横断的なプロジェクトチーム制度を整備しました。

行政経営改革を推進するためには、職員一人ひとりが行政経営指針の内容を理解し、意識改革を図ることが最も重要となりますので、部課長及び班の主任を対象とした説明会も5月に開催したところです。

次世代を担う子供たちに「健全なままの白井市」を引き継いでいけるよう、着実に行政経営改革を進めてまいります。

次に「公共施設等総合管理計画」について申し上げます。

市では、市の財産である公共施設等を持続可能な状態で次世代に引き継いでいけるよう、公共施設等の現状と課題を把握し、公共施設等の老朽化や人口減少、人口構成の変動に伴う公共施設等へのニーズなどの課題に対応するため、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針として、公共施設等総合管理計画を本年3月に策定しました。

計画の内容については、広報しろい4月15日号及び市のホームページ等で公表しているところです。

計画期間については、平成29年度から平成68年度までの40年間としており、総合計画及び行政経営指針等の上位計画の改訂に合わせて、概ね10年ごとに見直しを行うこととしています。

総合管理計画では、公共施設等の更新費用の総額について、40年間で778億円と推計しており、更新費用の財源不足は258億円と見込んでいるところです。

このことから、更新費用の不足額である258億円を40年間で削

減することを数値目標とし、この数値目標を達成するために、3つの取り組みを行うこととしています。

1つ目は、長寿命化によるトータルコストの削減

2つ目は、床面積縮減による更新費用の削減

3つ目は、維持管理費用の削減・歳入の確保です。

今後の予定ですが、今年度は長寿命化に向けた公共施設の修繕計画の策定方法を検討することとし、平成30年度には修繕計画を策定する予定です。

平成31年度以降は、公共施設等総合管理計画を基に、今後の公共施設のあり方や、利用形態などを含めた個別施設計画の策定方法を検討し、個別施設計画の策定に着手したいと考えております。

次に、「福島県伊達市との友好交流都市締結」について申し上げます。

福島県伊達市とは、平成25年に大規模災害時相互応援協定を締結している関係であり、昨年12月に伊達市から友好交流都市締結の提案がありました。

双方の長所を生かした交流によりお互いのまちの活性化が期待できることから、締結に向けて協議を進めてきたところです。引き続き、具体的な交流の取り組みについて協議してまいります。

今後についても、進展がありましたらご報告させていただきます。

最後に「柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合規約の変更」について申し上げます。

同組合規約の変更の協議について、各構成市の3月議会において議決されたことから、同組合が4月17日に千葉県に規約変更の許可申請を行い、4月21日に千葉県より規約変更許可通知が送付されたとの報告がありました。

規約変更が許可されたことにより、同組合の共同処理する事務に「都市公園の設置、管理運営に関する事務」が新たに追加されましたのでご報告します。

また、同組合のアクアセンターあじさい等の廃棄物処理施設の周辺整備は、平成２８年１月策定の「同周辺整備基本計画」及び３月策定の「実施計画」に基づいて、親水広場や多目的広場などを段階的に整備することとなっております。

以上で諸般の報告を終わります。